



平成 30 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社アプリックス  
代表者名 代表取締役 兼 取締役社長 長 橋 賢 吾  
(コード：3727、東証マザーズ)  
問合せ先 執行役員 兼 経営管理部部長 倉 林 聡 子  
(TEL. 050-3786-1715)

### 第 S-3 回新株予約権の消滅に関するお知らせ

当社が平成29年11月27日に発行いたしました株式会社光通信を割当先とする第S-3回新株予約権（以下「本新株予約権」）につきまして、平成30年5月17日に消滅いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 消滅の対象となる新株予約権

##### 第 S-3 回新株予約権

(1) 決議日	平成 29 年 11 月 9 日
(2) 割当先	株式会社光通信
(3) 権利行使期間	平成 30 年 1 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
(4) 権利行使価格	1 株あたり 513 円
(5) 新株予約権の発行数	7,875 個
(6) 新株予約権の未行使残高数	7,875 個
(7) 消滅する新株予約権の数	7,875 個
(8) 消滅後の新株予約権の数	0 個

#### 2. 本新株予約権の消滅の理由

本新株予約権については、本日の当社普通取引終値（304 円）が以下のロックアウト条項に設定された株価を下回ったことにより、消滅することとなりました。

##### <本新株予約権のロックアウト条項>

新株予約権者は、割当日から本新株予約権が満了するまでの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が、307 円を下回った場合、本新株予約権を行使できないものとする。

#### 3. 本新株予約権の消滅日

平成 30 年 5 月 17 日

#### 4. 今後の見通し

本新株予約権の消滅により本新株予約権の行使による資金を調達できないこととなりましたが、平成 29 年 11 月 9 日付「株式会社光通信に対する第三者割当による募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、本新株予約権については共同して合弁事業を営む株式会社光通信に対する意欲及び士気の向上を目的としたインセンティブの付与であり、資金調達目的では無いこと、また株式会社光通信との合弁事業につきましても本新株予約権の消滅以後も引き続き共同して取り組む予定であるため、本新株予約権の消滅による当社業績等への影響は軽微であると考えております。

なお、平成 30 年 12 月期第 2 四半期連結決算において、本新株予約権の消滅による戻入益 787,500 円を特別利益に計上する予定です。

以上